

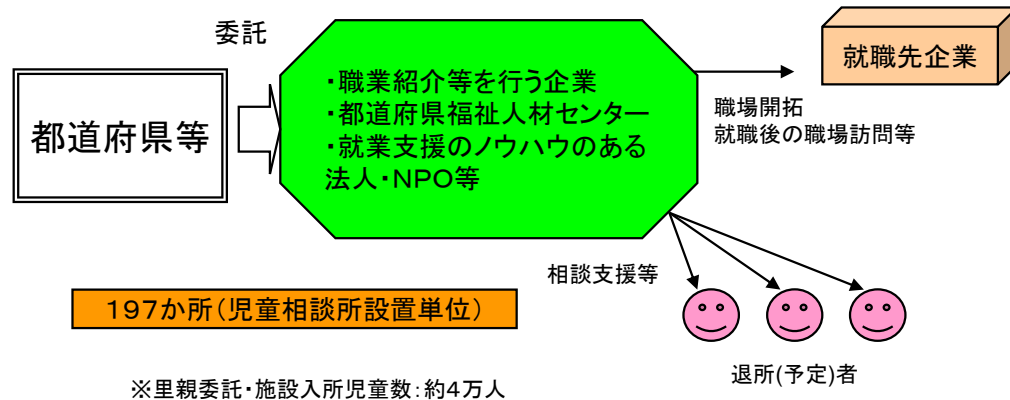
④社会的養護の充実

入所児童等に対する支援

児童養護施設の退所者等に対する就業支援(21~23)

○ 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

○職業紹介等を行う企業等による就業支援



環境改善

- 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
- 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

○簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 児童養護施設等

○賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



施設等職員の資質向上

○施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

対象となる研修 短期研修: 各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修: 都道府県単位に研修調整機関を設け、

- ・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修
- ・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

〇〇（都道府）県安心こども基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 （待機児童の解消を目指し、）保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応する~~など、~~ほか、*地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、*子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、〇〇（都道府）県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける子育て支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

案2 基金の額は、予算で定める額とする。

案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が行う~~次の各号に掲げる事業~~*保育所等整備事業、家庭的保育改修等事業、保育の質の向上のための研修事業等*その他の事業の円滑な運用を図るための事務の財源に充てる限り、*（1）から（7）及び（15）から（17）については平成二十三年三月三十一日まで、（9）から（14）までについては平成二十四年三月三十一日まで、（8）（平成二十四年三月三十一日までの間に修学を開始した者に対する支給に限る。）については平成二十七年三月三十一日までの間、これを処分することができる。*

（1）保育所等整備事業

（2）広域的保育所利用事業

（3）家庭的保育改修等事業

（4）保育の質の向上のための研修事業等

（5）認定こども園整備等事業

（6）認定こども園等の環境整備等事業

- (7) 地域子育て創生事業
- (8) 高等技能訓練促進費等事業
- (9) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業
- (10) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業
- (11) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業
- (12) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業
- (13) 婦人保護施設等の退所者（DV 被害者等）等に対する就業支援事業
- (14) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業
- (15) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
- (16) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業
- (17) その他事業（都道府県事務費）

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成〇〇~~三十三~~年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

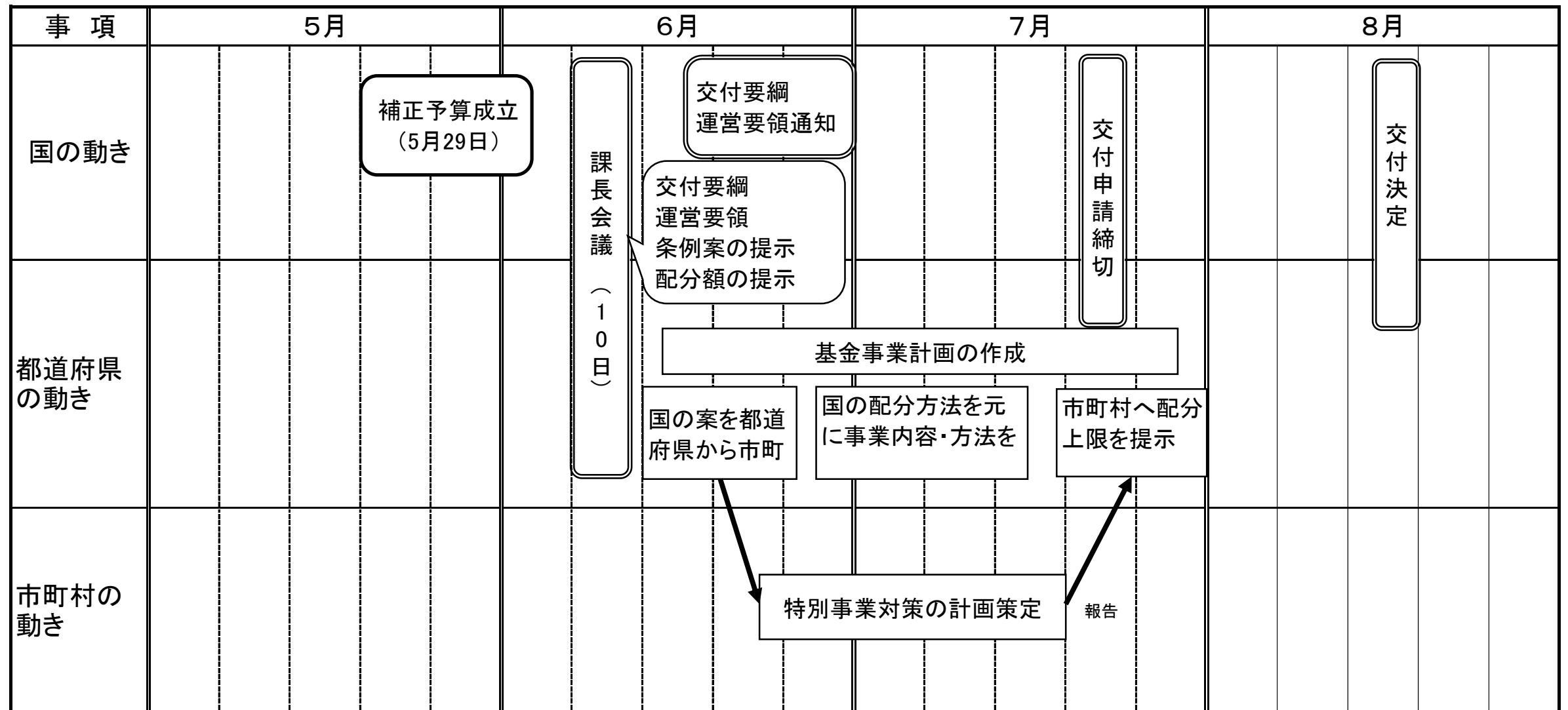
（注）〇〇について

第六条の（9）から（14）が含まれる場合 平成二十四年三月三十一日

第六条の（8）が含まれる場合 平成二十七年三月三十一日

上記以外の場合 平成二十三年三月三十一日

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）のスケジュール



※ひとり親家庭等への在宅就業支援事業(250億円)分は別のスケジュールとなる。

子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)特別対策事業一覧

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期	
				国	都道府県	市町村			
1 保育サービス等の充実(文部科学省関係を除く)	(1)保育所等整備事業						平成22年度末	平成22年度末	
	拡充 ○保育所緊急整備事業(別添1) 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	20年度交付要綱4(1) 21年度交付要綱4(1)ア及びイ	市町村						
	拡充 ○賃貸物件による保育所整備事業(別添2) 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く	市町村	1/2	—	1/4				
	○子育て支援のための拠点施設整備事業(別添3) 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。	市町村	1/2	—	1/2				
	○放課後児童クラブ設置促進事業(別添4) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。	指定都市 中核市	1/3	—	2/3				
		上記以外の市町村	1/3	1/3	1/3				
新規 (2)広域的保育所利用事業(別添5) 自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。	21年度交付要綱4(1)ウ及びエ	市町村	1/2	—	1/2	平成22年度末			
(3)家庭的保育改修等事業(別添6)						平成22年度末			
拡充 ○家庭的保育改修等事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。	20年度交付要綱4(3)	市町村	1/2	—	1/2				
○家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	21年度交付要綱4(1)オ及びカ	都道府県 市町村	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2				

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期	
				国	都道府県	市町村			
	(4) 保育の質の向上のための研修事業等(別添7)						平成22年度末		
	新規	○保育の質の向上のための研修事業等 保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)等を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業の補助を実施する。	20年度交付要綱4(4)	都道府県	1/2	1/2	—		
		市町村	1/2	—	1/2				
	新規	○保育士再就職支援コーディネーター配置事業 保育士の再就職支援を行う保育士再就職支援コーディネーターを配置する。	21年度交付要綱4(1)キ	都道府県	1/2	1/2	—		
	(5) 認定こども園整備等事業								平成22年度末
新規	○認定こども園整備事業(厚生労働省関係)(別添8) 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象	20年度交付要綱4(1)	市町村	1/2	—	1/4			
	○認定こども園事業費(厚生労働省関係)(別添9) 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象		市町村	1/2	1/4	1/4			
2 保育サービス等の充実(文部科学省関係)	○認定こども園整備事業(文部科学省関係)(別添8) 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	20年度交付要綱4(2)	市町村	1/2	—	1/4			
	○認定こども園事業費(文部科学省関係)(別添9) 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象		市町村	1/2	1/4	1/4			
	(6) 認定こども園等の環境整備等事業							平成22年度末	
	新規	○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備(別添10) 幼児教育の質の向上のため、施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の環境整備やデジタルテレビ整備のための費用を支援する。	21年度交付要綱4(2)アからウ	都道府県	1/2 1/3	—	—	平成22年度末	
新規	○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援(別添11) 認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修の実施に必要な費用を支援する。	21年度交付要綱4(2)エ	都道府県	1/2	1/2	—			
市町村	1/2	—	1/2						

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
新規 3 すべての子ども・家庭への支援	地域子育て創生事業(別添12)						平成22年度末	平成22年度末
	・地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援	21年度交付要綱4(3)	都道府県市町村	定額	—	—		
	・地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援		都道府県市町村					
	・経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援		都道府県市町村					
	・育児に悩みのある親の話の傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)		都道府県市町村					
	・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)		都道府県市町村					
	・病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援		都道府県					
	・ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援		都道府県					
	・安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)		都道府県市町村					
	・地域子育て支援拠点の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員資質の向上を図るための支援、人材育成支援		都道府県市町村					
・賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費等の支援	都道府県市町村							

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
新規 4 ひとり親家庭等への支援の拡充	(1)高等技能訓練促進費等事業(別添13) 高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金を支給する。 ※母子家庭等対策総合支援事業により補助が行われる分を除く。	21年度交付要綱4(4)ア及びイ	都道府県	3/4	1/4	—	別添13の2(3)に定める期限	平成23年度末 (別添13に規定する高等技能訓練促進費等事業を除く。)
	市、福祉事務所設置町村		3/4	—	1/4			
	(2)職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業(別添14) 母子家庭等就業・自立支援センター等において、職業訓練を受けているひとり親家庭に対する託児サービスを提供する。	21年度交付要綱4(4)エ及びオ	都道府県	1/2	1/2	—	平成23年度末	
	指定都市 中核市		1/2	—	1/2			
	(3)職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業(別添15) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、ひとり親に対する相談支援、就職活動支援を行うとともに、ひとり親が働きやすい職場の開拓等を支援		都道府県	1/2	1/2	—	平成23年度末	
	指定都市 中核市		1/2	—	1/2			
	(4)就業・社会活動困難者への戸別訪問事業(別添16)						平成23年度末	
	○戸別訪問による相談支援等 引きこもりがちであるなど、就業活動に至らない母子家庭の母に対して、戸別訪問による相談支援を実施するとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策の活用への結びつける。		都道府県	1/2	1/2	—		
○就業活動支度の費用についての支援 戸別訪問による支援を行った母子家庭の母が、母子自立支援プログラム策定後の就業活動をする際に、その支度に必要な物品の取得について支援する。	都道府県、市、福祉事務所設置町村	1/2	—	1/2				
(5)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(別添17) ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する地方自治体に対し助成を行う。	21年度交付要綱4(4)ウ	都道府県市	定額	—	—	平成23年度末		
(6)婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業(別添18) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付要綱4(4)エ及びオ	都道府県	1/2	1/2		平成23年度末		

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
新規 5 社会的養護の拡充	(1)児童養護施設の退所者等の就業支援事業(別添19) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付要綱4(5)	都道府県	1/2	1/2	-	平成23年度末	平成23年度末
	指定都市、児童相談所設置市		1/2	-	1/2			
	(2)児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(別添20) ・老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。 ・ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の新規設置に必要な賃借料、改修費等の補助を実施する。		都道府県	1/2	1/2	-	平成22年度末	
	指定都市、中核市、児童相談所設置市		1/2	-	1/2			
	(3)児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業(別添21) 児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために研修に参加する経費及び研修期間中の代替職員の経費等の補助を実施する。		上記以外の市、福祉事務所設置町村	1/2	1/4	1/4	平成22年度末	
			市町村	1/2	-	1/2		
6 (都道府県事務費) その他事業	その他事業(都道府県事務費)(別添22) 基金事業の執行業務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。	20年度交付要綱4(5)	都道府県	1/2	1/2	-	平成22年度末	平成22年度末

(注1)③欄の「20年度交付要綱」とは平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注2)③欄の「21年度交付要綱」とは平成21年〇月〇日21文科初第〇〇〇〇号・厚生労働省発雇児第 号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注3)④欄の「市」または「市町村」には、特段の記載がない限りは指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

経済危機対策（子育て支援）概要

安心子ども基金の拡充

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

安心子ども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円の基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- | | | |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 1 保育所等緊急整備事業 | 2 放課後児童クラブ設置促進事業 | 3 認定子ども園整備等事業 |
| 4 家庭的保育(保育ママ)改修等事業 | 5 保育の質の向上のための研修事業等 | |

今回の経済危機対策における拡充

- ① 保育サービス等の充実 …雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ② すべての子ども・家庭への支援 …創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ ひとり親家庭等対策の拡充 …厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④ 社会的養護の拡充 …児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

子育て応援特別手当の拡充

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳までの児童1人当たり3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施